\bigcirc 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に 照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号)

ポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクス第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同(国際決済銀行等向けエクスポージャー)	三十六~七十八(略)リ(略)ポージャー	欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスチ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、イ〜ト (略)	三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージー〜三十四 (略) 号に定めるところによる。 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各(定義)	改正案
とする。	三十六~七十八(略)	向けエクスポージャーチ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体イ〜ト (略)	三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージー〜三十四 (略) 号に定めるところによる。 (定義)	現

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

·二 (略)

発銀行の発行する債券 準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標

20~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

次の表に定めるボラティリティ調整率与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付

(表略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げ

一•二 (略)

るものとする。

される国際開発銀行の発行する債券体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての

四~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

場合において、当該各号に定めるものとする。

営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる
対っティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定
ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定
がる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用

次の表に定めるボラティリティ調整率与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付

(表略)

注 いう。 団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関を をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共 パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行 国際決済銀行、 欧州安定メカニズム、 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、 国際通貨基金、 欧州金融安定ファシリティ及び零 欧州中央銀行、 欧州共同体

機関をいう。 方公共団体、 地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係

注 及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、 発銀行をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、 中央銀行、 欧州共同体

(略) (略)

2

2

(略)